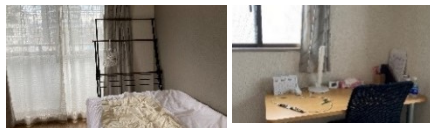




## ～弁護士の女房のつぶやき～



この春、我が家は大きな転機を迎えました。4人もいた子ども達がついに誰もいなくなったのです。この3月迄我が家にただ一人いた末っ子は、大学入試に落ちて東京に行くと言っていたのですが、結果は「サクラ舞い散る・・・」でした。末っ子は東京の予備校に入りました。▲4月はじめに末っ子を連れて上京し、予備校寮に向かいました。寮のある場所は小岩という町で、何とも懐かしいような風情のあるところでした。飲食店も沢山あるし、寮の横はコンビニがあり、生活は便利などころだとまずは安心。部屋は狭いですが、南東の角部屋。予備校生にはまずまずの部屋です。宮崎から一通りの生活道具は送ったものの、現地に行くと足りないものがあったので末っ子と買い物に。何分私も初めての土地で店もわからず、交通機関もわからず（スマートフォンをうまく使いこなせない）でした・・・。買い物もあれこれ迷い、結局は別の店に行くことになり、行きはタクシーを使い帰路は迷った末に荷物を抱えて歩きで・・・。末っ子は、そんな私にあきれ顔で「スマートフォンぐらいちゃんと使いこなせるようになった方がいいよ！」と言われる始末。なんだか立場逆転で、私は親として必死にやっているのに・・・末っ子は私にイライラしているようでした（汗）。▲その日は、末っ子は先に上京している高校の同級生（やはり浪人生）とランチの約束をしており、私は末っ子と予備校を見に行きたかったのですが、結局同級生との待ち合わせの駅まで私はついて行ったものの、そこでサヨナラでした。涙がぼろぼろでました。末っ子にとって私はうるさい存在のようで、・・・末っ子はもうしっかり親離れをしたようでした。▲子どもがいなくなった我が家に対して夫は「寂しいなあ～」と言います。私も寂しくないわけではないけれど、日が経つにつれて気持ちが落ち着いてはきました。私にはすべき事が毎日沢山あります。そう、我が家には大きな子どものような人が一人いるのです。私をととても必要としている人が・・・。その人の為にちゃんと食事を作り、掃除・洗濯・アイロン掛けをしてと・・・。そうです。これからは、「夫ファースト」で生活していきます。一番大切な目の前の人と仲良くです(笑♡)。



無機質な子どもの寮部屋・がんばれ！

檜八重総合法律事務所(法律・税理) 通信No.40 令和6年 春号

宮崎市橋通東 4-1-27 小村ビル 6階 Tel:0985-27-2558 Fax:0985-27-2669

E-Mail: [kashiyae-lawoffice@office.made.ne.jp](mailto:kashiyae-lawoffice@office.made.ne.jp) 営業時間 9:00～18:00

# Kashiyae news

2024年  
春号



## みかんの花

温暖化の影響なのか、初夏に咲くみかんの花がもう咲いていました。周囲には甘い香りが漂いクマバチが羽をならして飛んできます。みかんの花言葉は「純潔」「清純」「親愛」「結婚式の祝宴」で、その由来はヨーロッパでは花嫁がオレンジの花を髪飾りにする風習があったことだそうです。

清楚で甘い香りの花が、何とも清々しい気持ちにしてくれます。





## お役立ち情報室



### 法務 債務整理⑥

#### ～自己破産手続きの流れ～「管財事件」

「自己破産」は、債務の支払いができなくなった個人が裁判所に申立をして、財産があれば換金等をして債務者に配当し、弁済できなかった債務については免除(免責)してもらう制度です。債務者の経済的な立ち直りを助ける制度ともいえます。裁判所に自己破産の申立をすると「同時廃止」か「管財事件」に振り分けられます。

#### 同時廃止と管財事件の違い

破産の開始決定後に、「同時廃止」か「管財事件」に振り分けられ、申立人に財産がある場合や後に述べる場合は「管財事件」になります。「管財事件」にならなかったものは「同時廃止」となり、破産宣告と同時に破産手続きは終了し、そのまま免責許可の手続きに進みます。「管財事件」になった場合には裁判所が選任した「破産管財人」の弁護士が手続きを進めていきます。「管財事件」になった場合は、裁判所に予納金の支払いをせねばなりません(予納金は同時廃止の場合でも必要です)。予納金には、手数料・官報広告費用・管財人費用を含んでいます。予納金の額は、20万円程度からで、一度に支払いが出来ないときは、4ヶ月間を積立期間として待ってくれます。管財人がつくと、破産者は管財人の事務所に呼ばれて財産の調査や管理・処分、債権者への配当、免責許可決定をだしても問題がないかなどの調査を受けます。丁寧に正確な回答が求められます。

#### 【管財事件になる可能性が高いのは次の場合です】

- ギャンブルなど収入に見合わない浪費をしていた場合
- 借金が債務者の収支などの状況から見て高額で浪費が疑われる場合
- 不動産や自動車、保険の解約返戻金など、現金以外で20万円以上の価値がつく財産をもっている場合
- 隠し財産があると疑われる場合
- 法人の代表者や自営業者である場合
- 弁護士に自己破産を依頼した後に一部の人だけに支払いをした場合

※このほかにも個別の事情により管財事件となる場合もあります。

#### 管財事件の流れ

- ①破産手続き申立をする
- ②裁判所が書類を審査する
- ③破産手続き開始決定が下される
- ④管財事件になることが決定したら、破産管財人が選任される
- ⑤裁判所に予納金を治める
- ⑥管財人による財産の調査や処分(自由財産を除いた財産の処分)が行われる
- ⑦債権者集会(債権者に調査結果の報告や破産者の状況を説明する為の集会ですが、債権者が訪れることはほとんどありません)
- ⑧免責審尋・債権者集会とともに行われる審議(免責不許可事由がないか、免責すべきかどうかを裁判官が判断するものになります)
- ⑨免責許可の決定(免責が許可されると、官報に破産者の個人情報に掲載される。2週間以内に債権者から異議がなければ免責が確定する)

#### 管財事件になった場合の注意事項

##### ①財産の処理が管財人に委ねられる

破産者が所有する財産は管財人が管理するため自由に処分することができませんが、自由財産に該当する財産は管財人の管理対象外になります。自由財産とは・・・破産手続き開始後に取得した財産、99万円以下の現金、生活に欠かせない用品、年金。

##### ②郵便物が管財人に転送される

管財事件として手続きが開始されると、破産者宛の郵便物は管財人に転送されるようになります。これは、破産者が申告していない財産や債務がないかどうか等を郵便物から判断するためです。

##### ③職業・資格の制限を受ける

以下の職業や資格は、免責確定までは制限を受けることになります。→士業、金融関係、警備業、探偵業、酒類の製造免許など

##### ④引っ越しが禁じられる

破産手続き中は原則として、引っ越しが自由にできません。手続き中に引っ越しが必要になった場合は裁判所に許可を得なければなりません。